

平成23年度

学 校 教 育 計 画



大阪府立 槻の木 高等学校

(全日制の課程)

目 次

1	学校教育活動の方針	1
(1)	学習指導の方針	2
(2)	特別活動の方針	5
(3)	道徳教育及び生徒指導の方針	6
(4)	進路指導の方針	8
(5)	人権尊重の教育の方針	9
(6)	健康管理と指導の方針	10
(7)	学校組織の運営方針	11
(8)	教員の研修方針・研修計画	12
2	校務分掌	13
(1)	校務分掌表	13
(2)	学年主任、ホームルーム担任一覧表	22
(3)	生徒会活動、部活動担当者（顧問）一覧表	23

1 学校教育活動の方針

本校が地域から強く期待されているものは、「文武両道」と「規範意識」、「国際理解」の精神である。とくに学力については、「国公立大学にも十分に進学できる力」の充実をすすめる。また、保護者のアンケートや生徒の学校評価によると、生徒は「勉強のできる学校」「自分で自分の時間割の作成ができる学校」「規律正しく安心して学校生活を送れる学校」等、本校の特徴を十分に理解して入学してきている。生徒一人ひとりの思いに十分応えるために、本校が地域社会に約束してきた前述の「学力充実」「規範意識の確立」「部活動の活性化」「国際理解教育」を一層進める。

本校の教育方針は①「学習活動の重視」、②「規範意識の確立」、③「自主自立の精神の育成」、④「国際理解教育の推進」の4つである。この中でも①「学習活動の重視」は本校の揺るがせない大きな大黒柱である。4本柱の理念は以下のとおりであり、各理念に基づいて個々の方針を定める。

① 学習活動の重視

本校が最も力を入れる目標である。国公立大学への受験にも対応できる教育課程の編成・実施による教科教育活動の展開を中心として、すべての学校教育活動がこの目標に集約されるように学校教育計画を構築する。

なお、本校では「学力」を単なる知識としてとらえるのではなく、知識を実際の場面（大学受験、実社会など）で有効に活用する力と捉えている。

② 規範意識の確立

本校生として最低限守るべき規範を教職員が一丸となって指導をすることにより、すべての教職員が一貫した指導ができるようにすると共に、生徒が安心して安全に学校生活を送ることができる学校を創る。また、挨拶を励行すると共に、努力している生徒を積極的に支援することを通じて、自己や他者を認め、共に生きることの大切さを学ぶなどの人権意識の高揚を図る。

③ 自主自立の精神の育成

自主活動は、生徒が持つ知識や経験を発揮して知恵をつけるための最適な場である。そこで、生徒が主体となって自主活動（学校行事やクラブ活動等）に取り組むことによって、自主自立の精神が育つように、学校として積極的にサポートする。

④ 国際理解教育の推進

これからの国際社会を生き抜くためには、考えや文化の異なる相手と適切にコミュニケーションがとれ対等に議論ができる語学力、多文化に対する正しい理解が大切であるという観点から、姉妹校であるオーストラリアのトゥーンバ高校、タイのルンアルン学園、韓国の中央大学校師範大学附属高等学校との相互短期留学だけでなく、半年の留学などの長期留学をも視野に入れてさらに発展させていくとともに、学校教育活動のあらゆる機会（選択科目、学校行事－短期語学留学、クラブ活動等）を通じて国際理解教育の推進を目指す。

(1) 学習指導の方針

- ① 時代の要請に応える教育を展開するにあたって、生徒が自ら進んで学習することによって学ぶ喜びを体得させる。また生涯にわたって学習意欲を維持するために必要な基礎学力を身につけ、一人ひとりの個性を伸張させることが可能となるよう、学習教材の整備や指導方法の工夫改善に努め、充実した授業を実施する。
- ② 生徒の多様な個性や能力の伸張を図るため、各教科毎に年間指導計画・指導目標を明確にするとともに、教材研究を深め、指導方法を工夫し、基礎学力の充実と学習意欲の向上を図る。
- ③ 教育課程に基づく通常の授業以外の時間を積極的に活用することにより、学習到達度の低い生徒に対する指導、ならびに、より高い到達目標を持つ生徒の学力伸張のための指導など、生徒の能力・適正・意欲に応じた綿密な指導を行う。
- ④ 中学校における教育内容を知り、中学校から高等学校への円滑な接続を図り、中高の教育の一貫性を図ることを目的として、中高連絡会や中学校訪問などを通しての意見交換・情報交換を推進する。
- ⑤ 生徒が興味を持って主体的に参加する授業を実現するため、研究授業・校内研修・生徒による授業評価などを行い、学習効果を高めるための方策について実践的研究を行う。
- ⑥ 単位制高校であることを踏まえ、生徒が自分の将来を見つめるための科目（進路探求科目）や進路実現を目指した科目（進学対応科目）など、目的を持って学習できる科目を設定し、進路目的に応じた科目を正しく選択できるようにキャリアガイダンス・科目選択の手引き（シラバスを含む）の充実に努める。

⑦ 各教科の達成目標

[国語科]

- ア 自主的な学習態度や習慣を養い、読書習慣を付けさせるとともに、基礎学力の充実に努める。
- イ 評論教材を通じて、自然科学や社会科学の内容にも触れ、現代の諸問題に着目させ、総合的な視野や思考力を養う。
- ウ 文学教材を通じて、豊かな感性や人間味ある豊かな知性を身につけさせ、人間としてあるべき生き方について考えさせる。
- エ 古典の読解のために、基礎的事項の習得に創意ある指導を工夫し、古典に親しむ態度を養う。
- オ 古典教材を通じて、日本古来のものの考え方、感性への理解を深め、中国文化や現代とのかかわりについて学ばせる。

[地歴・公民科]

- ア 生徒の実態に即し、その能力・関心に応じた学習の意欲と喜びを持つような授業を目指す。

イ 単なる知識の習得にとどまらず、国際化の進む現代社会に対応する学力の向上を期する。

ウ 世界的な視野から社会における諸問題を正しく理解判断できる能力を養う。

エ 現代の社会及び未来の社会のあるべき姿を想定し、その実現のため役立つ学習であるよう心がける。

[数学科]

ア 中学校での数学の学習内容を理解し、生徒の学力の実態を把握した上で、指導計画を立案する。

イ 基礎学力を充実させることはもちろん、習熟度別・少人数編成の授業を取り入れることで、生徒の学習意欲を引き出すよう、きめ細かい指導に努める。

ウ 生徒一人ひとりが、自らの目標に合わせた学力が習得できるように、多様な選択科目を設定し、目標達成および到達度の向上を目指す。

エ 学力補充のため、放課後、土曜日、夏休み等に補充授業や個別指導を計画する。

[理科]

ア 自然に対する関心や探究する態度・能力を育成する。

イ 自然科学の基本的な概念・原理・法則を理解させる。

ウ 科学的な自然観を涵養する。

エ 学習した知識・思考力・判断力を実社会の場で実践する。

オ 地球環境の保護ならびに生命尊重精神を醸成する。

[保健体育科]

ア 基本的な生活態度の育成・ルールの遵守・時間厳守・日常の健康管理能力を養う。

イ 各種目の実践を通して、運動技能の修得と安全や事故防止に対する認識を深める。

ウ 施設・用具の使用や管理の仕方を理解し、公共物に対する望ましい態度を身につける。

エ チームゲームやグループ学習を通して、試合運営やチームの一員としての公正・協力・責任などの社会性を身につける。

オ 慢性疾患や障害を持つ生徒などの指導に万全を期す。

カ 自分の身体の仕組みを知ることにより、環境との関わりも含めて、健康・安全に対する認識を深める。

[芸術科]

ア 芸術三科（音楽、美術、書道）のそれぞれの特質を活かして、生徒の感性を伸ばし、表現するよろこび、楽しさ、奥深さを感得させる。

イ 主体的、自律的な練習、発表、作品制作をする能力をつけることで、高校卒業後も芸術を愛好し生活に芸術を結びつける態度能力を身に付ける。

ウ 表現を可能にするための基本的な技能、鑑賞力を養うための教材を工夫発展させる。また、そのための教具機材の充実を図りたい。

[外国語(英語)科]

- ア 外国語（英語）の運用能力とコミュニケーション能力の育成に努める。
- イ 多様な社会・文化・歴史、並びに国際社会における課題などについてよりよく学べるように努める。
- ウ 多様性尊重の精神、豊かな国際性と人権意識を育む。
- エ 生徒一人ひとりをよく理解し、すべての生徒がその潜在力をよりよく伸ばすことができるように、教材や指導方法の工夫と改善に努める。また、補習や特別講座などを通じて支援する。

[家庭科]

- ア 個人の一生や地域社会のありようを長期的な展望でとらえ、生活者として自立をめざす。
- イ 男女共同参画社会の推進や少子高齢化、福祉などの対応を重視して、家庭と社会づくりの基本的な知識や技能を修得させる。
- ウ 地球規模の視点に立って、消費者教育や環境問題にも関心をもち、意識を高めることができるように指導を行う。

[情報科]

- ア 情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習得を目指す。
- イ 情報に関する科学的な見方や考え方を養う。
- ウ 社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させる。
- エ 情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。
- オ 各種情報系資格取得が可能な基礎的な知識・技術を身につける。
- カ 情報系大学への進路を視野に入れ、受験のための基礎となる学力を養う。

[総合的な学習の時間]

- ア 生徒自らが自主的・主体的に課題に取り組む姿勢を養う。進路実現のための学習、広く国際社会を理解するための学習、人間と自然の関わりを学ぶ学習などを通して、課題発見・情報収集と、課題解決に至る過程を学習させる。
- イ 国際交流を通して、異文化に対する理解と協調の態度を学ばせる。
- ウ 学習した課題解決の過程を自らの進路実現に応用し、ライフプランを作り、それに向かったの具体的な行動を起こさせる。

[進路探求科目]

- ア 高校、専門学校、大学卒業後の職業を見定めるにあたり、参考となるような内容について科目を設定する。
- イ 科目内容はあくまで入門・動機付けとし、大学や専門学校を選ぶ際の参考になることを目的とする。

⑧ 年間授業日数・時数の確保についての措置

- ア 年間行事計画の作成にあたっては授業日数を確保するとともに、曜日に偏りが無いよう調整する。
- イ 教員の出張・休暇などについては出来る限り振り替え授業を行うが、やむを得ず欠ける場合は適切な自習課題を用意し、監督者により学習が有効に行われるように留意する。

ウ 3年は補充授業を実施することにより、日数・時数を確保する。

⑨ 学校図書館の利用指導及び読書指導計画

ア 図書館運営の充実

学校図書館の活用促進及び読書教育の充実を図るため、運営体制の充実をはかる。

イ 図書館設備の充実

図書館の利用を促進するため、図書資料を充実させるとともに設備の改善に努める。

ウ 図書館活動

- a. 図書館は各教科と協力し、各教科の学習指導に図書館の設備・資料の利用をとり入れるよう努める。
- b. HR担任との連携のうえ、HRの活動計画の中に図書館の利用を織りこむように努める。
- c. 図書館に設置されたコンピューターを使ってインターネットによる情報収集の方法を指導するとともに、インターネット情報を適切に利用する態度を養わせるよう努める。
- d. 「図書館だより」の発行により、購入図書の紹介と読書指導に努める。
- e. 生徒の読書の実態、図書館の利用状況を調べ、読書指導の参考とする。
図書資料の選定には、図書館の目的に照らしながらバランスのとれた構成になるよう配慮し、かつ生徒の希望を取り入れ、読書意欲を引き起こすよう努める。
- f. 生徒図書委員会が中心となり、日々の図書室の管理・運営に参加する。

エ 視聴覚教育活動

- a. 視聴覚教育を推進・発展させるため、視聴覚機器及び教材を充実させ、積極的な利用をはかる。
- b. 視聴覚教育に対する認識、知識を深め、実際運用に対する技能を高めるよう、教職員研修を推進する。
- c. 教科指導での視聴覚教材の効果的な使用をめざす。また、学校行事等で視聴覚機器を有効に利用する。

(2) 特別活動の方針

① 目標

自主的・民主的な集団活動の育成を目指し、集団の規律や友情を学ぶ機会となるよう心掛け、多様な生徒の興味・関心に対応した多彩な教育内容を展開する。すなわち自主自立の精神を生徒に植え付け、今この社会で失われがちな「大切にする」「愛する」「尊敬する」心を育成する必要がある。具体的には、家族を大切にする心、自分の学んだ学校を大切にする心、地域を愛する心、社会を愛する心、そして他の国を愛する心、日本を愛する心を育むことである。互いの信頼にはこの大切にする心、愛する心を醸成しなくてはならない

② 指導計画

ホームルームの指導

ロングホームルーム

週1回（木曜日6限目）

ショートホームルーム 毎日10分

※担任会を中心に企画し、他の分掌からの提案も積極的に取り入れながら、ホームルームを生徒自ら運営し、クラスの親和、協同の雰囲気、態度を育成する。

③ 生徒会活動の指導－生徒会執行部と各ホームルームの連絡を密接にし、ホームルーム活動を自主的・民主的に運営する。

④ クラブ活動の指導

[文化系部活動]

演劇、吹奏楽、茶道、軽音楽、囲碁、イラスト、弦楽、ダンス、園芸、美術、文芸、地歴、フラワーアレンジメント、放送、家庭科同好会

[体育系部活動]

硬式野球、サッカー、陸上競技、男子硬式テニス、女子硬式テニス、ソフトテニス、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子バレーボール、女子バレーボール、バドミントン、剣道、柔道、水泳、卓球同好会

※部活動毎に活動記録簿を備え、顧問が常時その状況を管理する。

※部活動と学習活動の両立には常に留意し、無理のない練習を行うよう指導する。

⑤ 学校行事の指導

学校行事の組織・運営については、生徒の学校生活を向上・発展させる観点から重視して取り組む。また、自主的・民主的に組織・運営され、学校教育目標の達成を目指す。

ア 儀式（入学式、卒業式、始業式、終業式）

厳粛の中にも生徒に親しみを感じさせるよう配慮する。

イ 文化的行事（クラブ紹介、文化祭）

a. 4月中旬に新入生歓迎行事として、文化系クラブの発表と勧誘のためのクラブ紹介を行う。

b. 9月中旬に1日間、文化系クラブの活動発表、ホームルームの文化活動発表を中心に公開する。

ウ 体育的行事（体育大会、球技大会等）

a. 6月上旬に体育大会を行う。

b. 学期末等に球技大会等を行う。

エ 校外学習、宿泊を伴う行事

a. 1年次5月にホームルーム合宿を行う。

b. 校外学習などを、年2回実施する。

オ その他の行事

必要に応じて分掌から提案する。

カ 安全点検の実施

学期毎に安全点検を実施する。点検結果に基づき改善等の措置をとる。

(3) 道徳教育及び生徒指導の方針

① 目標

今、青少年の問題行動や社会規範の欠如などが大きな問題となっている。本校では、規範意識、豊かな道德心、逞しい自立心を持つ若者を育成する。これからの教育では、変化の激しい社会に漫然と生きるのではなく「よいことは良い」「悪いことは悪い」としっかり言える正義感溢れる若者を育てることが求められる。地域から、社会からさすが槻の木高校であると評価を受ける確かな規範意識を持つ生徒を育成することが大切である。

槻の木高校が府民から信頼を得るためには、「学習活動」とともに「規範意識」の醸成、「公共心」「社会のルール」を身に付けさせることが大切である。生徒にしっかりとこれらを定着させていくことが、今後の本校の行く末を決定することになる。

今の若者は挨拶ができないとの指摘を多く受ける。人間関係をより豊かにするためには、「礼」の挨拶が大切である。朝の正門での挨拶、授業開始・終了時で挨拶、下校時での挨拶ができるようにする。そして、より高い規範意識の醸成に努める。具体には、しっかりとした身だしなみの躰指導と共に、生徒にはきめ細かい、丁寧な指導が本校の方向性を決めることになる。槻の木高校は「指導は厳しいが、先生はとても温かい心の方ばかりである」と生徒・保護者の信頼を受けるよう指導する。生徒一人ひとりに「厳しさと温もり」を兼ね備えた手厚い指導を行う。そのためには、生徒の生活実態を十分に把握するために、学校での指導だけでなく家庭訪問などを実施する。また中学との連携は生徒を育むためには欠かせない。全教職員で中学との連携を進める。さらに部活動を活性化し、文武両道を進める。そして、いかなる場面でも他人と協調し、自立的に社会生活を送っていく人間としての実践的な力を築き上げる。

② 個別指導

ア 基本的生活習慣の確立及び基本的生活力の獲得を目指す。

イ 自主的精神を育成するため、部活動・学校行事・ホームルームへの積極的参加を奨励する。

ウ 問題行動に対しては自己責任を厳しく追及し、きめ細かい指導によって再発を防ぎ、自律心を育てる。指導の際は、対話を通じて生徒を理解し、納得させる根強い指導を心掛け、保護者との連絡を密にする。また、指導方針や方法については、生徒の実態をよく把握し、討議の上決定し、共通理解のもと、全教員によって推しすすめていく。

エ 問題行動が生じたときは、生活指導課会議・担任会議・教育相談委員会・補導委員会等の会議により、事案の分析・指導方針等を討議・決定し職員が一丸となって指導にあたる。

③ 集団指導

ア 自律心の育成・自己責任の確立・5分前集合の徹底を目標に取り組む。

イ 学警補導連絡会等において本校生徒の校外での生活状況の情報を収集したり、出席状況を毎日把握することで、問題行動の早期発見に努める。

ウ 心の教育の充実を期すため、生徒の情報交換・研究・協力を行うための会議の充実やスーパーバイザーの積極的活用を図る。

④ 道德教育

ア 自主自立の精神を備えた人間性豊かな生徒の育成を目指す。

イ 生命の大切さや善悪の区別など人間としての基本的な倫理観・規範意識を身につけさ

せるように学校教育活動全体を通じて指導する。

⑤ 交通安全教育

- ア 交通法規指導・マナー指導を定期的に行う。
- イ 自転車通学者に対して、交通安全指導の出席を義務化する。
- ウ ブレーキ・ライト等自転車の点検活動を行い、安全の確保に努める。

⑥ 交通安全指導

- ア 交通安全指導を折に触れて実施し、事故の絶滅を期す。
- イ 三無運動を堅持し、登下校に単車を使用した場合、指導対象とする。

(4) 進路指導の方針

① 目標

生徒が自己及び自己を取り巻く環境を把握し、将来の見通しを立て、自己の進路実現をなし得るよう支援する。

キャリア教育の充実を図り、より高い志を育み、社会で貢献できる人材の育成のため、入学時よりきめ細かなガイダンス、より適切・適確な進路指導を心がける。

生徒の個性を伸ばさせ希望進路を実現させるために、2年次から始まる選択科目として100科目以上用意する。学校から与えられた時間割でなく、自分の目標に合った時間割を作り、ベストを尽くすように指導する。進学を目指す生徒には、目指す大学の受験科目に合った授業を集中的に学ぶことを可能にする。また、フランス語や中国語、ハングルを学ぶこともできる。基礎基本をしっかりと学び、生徒の進路にあった学習を徹底させる。十分なガイダンスの下で、自分で自分の時間割を作り、生徒の自己責任感を育成し生徒の進路を成就させる。

② 指導計画

- ア ホームルール担任と密接な連携を保ち、生徒の立場に立った指導をする。
- イ 各学年に応じた進路指導のあり方を研究し、生徒の実状と時代の要請をふまえた実践をする。
- ウ 各種資料の充実を図ると共に、本校のデータ分析に基づく独自の資料を作成する。

③ 具体的取り組み

- ア 進路情報の収集、整理、広報
 - a. 大学（短大・専門学校）案内、進学参考書、問題集などの収集整備に努め、学習指導室、ガイダンス室を整備する。
 - b. 進路研究会主催の各種会議、受験情報業者による説明会、各学校による進路説明会などを通じ、現状を分析し、理解を深める。
 - c. プライバシー保護の観点に立ちながら、各種個人資料を運用し、本校独自の進学指導資料を作成する。
 - d. インターネットによる情報収集をはかる。
- イ 学力（模擬）テストの企画運営

- ウ 進学（就職）講習の企画立案
- エ 進路（キャリア）ガイダンスの企画運営
- オ 高大連携の推進
- カ 学力向上の研究実践
- キ 「学習指導室だより」の発行

（５） 人権尊重の教育の方針

① 人権教育の定義

人権は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である。すべての人は、一人一人がかけがえのない存在であるということ認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが必要である。また、これらが可能となる社会の実現が求められる。

人権教育は、知識と技術の伝達および態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するためにおこなわれる教育、研修、普及および広報努力である。また、人権教育には、次の要素がある。

- ・人権としての教育……すべての人々に教育が保障されなければならない。
- ・人権を通しての教育……人権が守られた環境と条件が保障されなければならない。
- ・人権についての教育……基本的人権（自由権・社会権）や国際人権をはじめとする権利について教えなければならない。
- ・人権のための教育……人権の保障と発展のために必要な技術と態度が教えられなければならない。

② 人権教育の目標

本校は次の目標を掲げて人権教育に取り組む。

- a. 人権と基本的自由の尊重
- b. 人格および人格の尊厳に対する感覚の十分な発達
- c. すべての国家、先住民、および人種的、民族的、種族的、宗教的、言語的集団のあいだの理解、寛容、ジェンダーの平等ならびに友好の促進
- d. 差別の実態に学び、すべての社会的身分と家族的出身による差別の解消を求める。
- e. すべての人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること
- f. 平和と民主主義の原則を前進させること

「日本国憲法」の平和主義と基本的人権の諸規定・概念および価値を基礎に、次の法令などと踏まえて人権教育を進める。すなわち、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や「児童の権利に関する条約」などの国際規約、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」や「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」、「地域改善対策協議会意見具申」などの国内法規等、「人権教育のための国連 10 年大阪府後期行動計画」や「大阪府人権尊重の社会づくり条例」などの条例等である。

また、社会経済情勢の変化に伴う新たな人権問題の出現や、人権問題に対する関心の高まり、人権に関する新たな法律の制定や制度の創設などに配慮しながら、人権教育を進める。さらに、姉妹校との交流をとおしてアジアとの交流も深め、異文化への理解と寛容な精神そして共生する姿勢を育み、人権および国際感覚豊かな広く世界で活躍でき

る人材の育成に努める

③ 教職員研修計画

第1回 6月初旬 特別支援の必要な生徒について (職員会議)

第2回 1月下旬 ネット時代のコミュニケーションのとり方 (講演)

④ 人権教育年間計画 (「総合的な学習の時間」とLHRを中心に)

[1年次の目標] 社会に存在するさまざまな差別問題・人権問題に関心を持ち、主体的に取り組むことにより、一層の認識を深め、人権尊重に富んだ人間形成を目指す。

前期 ・府立人研「学校生活と人権に関するアンケート」実施 (1クラス抽出)

・ビデオ『青い目・茶色い目』視聴後、意見文・感想文提出

『青い目・茶色い目』の感想と人権教育HR資料集を用いてLHR

後期 ・インターネットや携帯電話などIT端末を利用した人権侵害事象についてのLHR

[2年次の目標] 人権教育に関心を持たせ、社会の現実やさまざまな問題に対する認識を深めることを目指す。

前期 ・暴力、いじめの連鎖を断つために。「ホームレス」襲撃事件を通して、弱者いじめの問題について考える。

後期 ・国際交流のあり方、異文化理解の仕方、戦争の意味するものと平和について考える。

[3年次の目標] 豊かな人権感覚を身につけさせて、卒業後、社会において出会うであろうさまざまな差別、人権侵害を見抜き、対応できる人間形成を目指す。

前期 ・奨学金制度説明会 (生徒指導課奨学金係)

・就職差別についてのLHR

「近畿統一応募用紙」への取り組み、違反質問など

後期 ・社会の状況と自己の生き方や労働についてのLHR

(6) 健康管理と指導の方針

① 目標

ア 自らの健康について考え、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができる態度を養う。

イ 一人ひとりが気持ちよい環境作りに心掛け、清掃は丁寧に行い校内美化に努める。

ウ 集団の中における個人を自覚させ、個性や能力を発揮し充実感を得られるような心を育てる場としての学校作りを推進する。

エ 教育相談の充実により、情緒の安定を図る。

② 目標達成のための方策

ア 健康診断の事後指導、健康相談・保健だよりなどを通して自らの健康について留意さ

せる。

イ 保健委員会の活動によって、校内美化の意識を高める。

ウ 年間保健活動内容の掌握をはかり、計画的に実施する。

エ 清掃の徹底とゴミの分別収集を日常的に行うとともに、草花のある学習環境作りを推進する。

オ 教育相談を充実させ、専門機関との連携を定期的 to 実施する。

③ 学校保健安全計画

ア 学校保健計画

a. 学校保健委員会（校長・教頭・首席・保健主事・養護教諭・学校医・学校歯科医・学校薬剤師）の充実を図り学校保健活動の推進を目指す。

b. 保護者に対する綿密な連絡と助言。

c. 教職員との密接な連絡と資料提供。

d. 教職員研修の企画立案。

e. 環境衛生指導・清掃指導。

・年2回実施の校内外安全点検。

・年1回実施の校内外清掃活動。（周辺地域の清掃活動）

・安全点検〔1〕（校内美化活動）

特別地域の清掃、安全点検＜廊下・体育館・校舎周辺・グラウンドなど＞

・安全点検〔2〕（校外美化活動）

学校周辺、近隣の清掃活動＜公園・近隣全般＞

・部活生徒対象応急手当講習。

・行事・考査前実施の大掃除。

f. 部活動・合宿前・学校行事などに際しての健康診断及び安全指導。

g. 生徒保健委員による各クラスの健康管理及び安全指導。

h. 教育相談係との協力の下、担任・学年と綿密に連携しながら生徒のメンタルヘルスケアにあたる。また、スクールカウンセラーとの連携と積極的活用をはかる。

イ 学校安全計画

a. 運動施設の整備・点検

b. 部活動における安全指導

c. 学校行事における安全対策

d. バリアフリーの整備（エレベーター・プールフロアは設置済み）

(7) 学校組織の運営方針

校長のリーダーシップのもと学校教育をめぐる様々な課題と急速な社会の変化、また生徒・保護者のニーズの変化に対応できるように迅速な意志決定や効率的な業務運営を可能とする組織体制を構築するとともにその機動力を高め、今後もたえず適切な変更を継続しなければならない。また、業務改革によって分掌業務など業務のスリム化、業務の平準化や業務の輻輳化を改善し教員のゆとりを創出し、教科教育、担任業務など直接生徒と係わる時間の創出・増加を図ることも重要である。組織体制が十分に機能し教職員の事務作業分野における負担軽減につながり、また、生徒のために使えるゆとりを創出できるか否か

は、その円滑な運営にかかっている。情報の共有と意思疎通を密にし、協同体制の確立に努める。

また、コンプライアンスを常に念頭に置き、責任体制を明確にする組織体制づくりを進め府民の信頼を裏切ることのないよう教職員一同職務を遂行する。予算においても中長期的なビジョンのもとで年次計画を踏まえ予算編成を行なう。

教育は人によって行われ、人のために営まれるものである。その成果は府民に支えられた公立高校の責務として、また開かれた学校の理念の下で、常時学校を公開することが求められている。学校協議会、公開授業、学校評価をとおして学校の運営や授業の評価を保護者や生徒、外部識者に求める。その評価をもとに学校運営の改善・改革を進め教育力の向上とその改革を図る。

(8) 教員の研修方針・研修計画

① 目標

従来にも増して多様に変化する生徒に達成感、成就感を持たせられるよう、日々の研鑽と修養をしなくてはならないと考え、全員参加での研修を不断に行い、教育力の向上に努める。

ア 教員としての自覚や、広い教養と専門的知識ならびに優れた教育技術を培うため、府教委・各教科研究会（人権教育を含む）主催の研修には、教育活動に支障がない限り積極的に参加するとともに、研修の成果や資料・情報などを日常の学習指導や分掌の職務遂行に活かすように努める。

イ 教科別・分掌別・学年別研究を実施するため、時間割の中に研修時間を組み入れ、毎週1回は定期的な会合し、研鑽に努めるほか、放課後、適宜委員会を開催して教育活動の推進、拡充を図るための検討を重ねる。

ウ 学習指導要領の方針に沿った具体的な教育活動を展開するため、教科代表者会議や進路保障委員会・学力保障委員会を定期的な開催し、総合的な検討を図る。

エ 教科研修会においては、生徒の理解度を把握しつつ指導内容・指導方法などについて検討し、実践効果をもとに的確に対応するよう、その調整と改善に努める。

オ 生徒の出身中学校との連携を密にするため、中高連絡会を開催して、教科指導・生徒指導全般について、および個々の生徒の指導について意見・情報の交換を行う。

カ 公開授業・研究授業・教科内での学習会などを開催し、教員相互の授業研究に資する。

キ 学校教育自己診断などの様々な診断結果、および学校協議会からの具申をもとに、地域・保護者・生徒から信頼される学校作りに教員全体で取り組む。

ク 覚醒剤の乱用防止・凶器を用いた暴力行為への対策・不登校や中退防止・体罰防止・セクシュアルハラスメントの防止・教育情報保護など、緊急の課題に即応して柔軟に研修を行う。